

原告用

安保法制違憲
差止請求・国家賠償請求

訴 状

訴 状

原 告 ら 中西新太郎 ほかに別紙原告目録記載のとおり（計 254名）
原告ら訴訟代理人 別紙原告ら訴訟代理人目録記載のとおり

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
被 告 国
代表者法務大臣 金 田 勝 年

2016年9月16日

横浜地方裁判所 御中

〒231-0011 横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階
岡田尚法律事務所
TEL : 045-222-7577 FAX : 045-222-6618
原告ら訴訟代理人
弁 護 士 岡 田 尚

〒231-0015 横浜市中区尾上町3-30-1 横浜フジタビル7階
石黒法律事務所
TEL : 045-664-7911 FAX : 045-664-7913
同 石 黒 康 仁

〒222-0011 横浜市港北区菊名5-1-6 アイビービル2階

北横浜法律事務所

T E L : 045-439-3980 F A X : 045-439-3981

同 森 卓 爾

〒231-0005 横浜市中区本町 3-30-7 横浜平和ビル 4 階

神奈川綜合法律事務所

T E L : 045-222-4401 F A X : 045-222-4405

同 福 田 護

〒231-0021 横浜市中区日本大通 1 7 J P R 横浜日本大通ビル 8 階

横浜合同法律事務所（送達場所）

T E L : 045-651-2431 F A X : 045-641-1916

同 関 守 麻 紀 子

同 田 渕 大 輔

〒231-0011 横浜市中区太田町 4 - 5 5 横浜馬車道ビル 6 階

馬車道法律事務所

T E L : 045-662-7126 F A X : 045-662-4831

同 岩 井 知 大

〒231-0006 横浜市中区南仲通 3 - 3 5 横浜エクセレントⅢ 4 階 A2

櫻井法律事務所

T E L : 045-263-8126 F A X : 045-263-8127

同 櫻 井 み ぎ わ

〒231-0014 横浜市中区常盤町 1-2-1 関内電子ビル 3 階 A - 1

横浜はばたき法律事務所

T E L : 045-264-4766 F A X : 045-264-4788

同 飯 田 学 史

〒231-0011 横浜市中区太田町 1 - 9 神奈川県興業ビル 4 階

山下法律事務所

T E L : 045-641-8687 F A X : 045-641-0904

同 高 橋 瑞 穂

〒231-0021 横浜市中区日本大通り 11 横浜情報文化センター 11 階

横浜綜合法律事務所

T E L : 045-671-9521 F A X : 045-671-9575

同 渡 部 英 明

〒210-0002 川崎市川崎区榎町 1-1 川崎センタービル 6 階

川崎綜合法律事務所

T E L : 044-211-7878 F A X : 044-211-7877

同 本 田 正 男

〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-12-5 横浜エクセル X VI901

横浜リベルテ法律事務所

T E L : 045-664-4344 F A X : 045-664-4345

同 彦 坂 敏 之

〒231-0006 横浜市中区南仲通 3-26 カーニープレイス横浜関内 5 階

本間・竹森法律事務所

T E L : 045-662-0103 F A X : 045-662-0681

原告ら訴訟代理人弁護士岡田尚復代理人

弁護士 竹 森 裕 子

自衛隊出動等差止請求及び国家賠償請求事件

訴訟物の価額 3 1 8 0 万円 (1 6 0 万円 × 4 + 1 0 万円 × 2 5 4 名)

貼用印紙代 1 1 万 6 0 0 0 円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙原告目録原告番号1ないし15記載の原告らのために、
 - (1) 自衛隊法76条1項2号に基づき自衛隊の全部又は一部を出動させてはならない。
 - (2) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律6条1項又は2項に基づき、同法3条1項2号に規定する後方支援活動として、自衛隊に属する物品の提供又は自衛隊による役務の提供を実施してはならない。
 - (3) 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律7条1項又は2項に基づき、同法3条1項2号に規定する協力支援活動として、自衛隊に属する物品の提供又は自衛隊による役務の提供を実施してはならない。
 - (4) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づき、自衛隊の部隊等をして、同法3条5号ト若しくはラに掲げる国際平和協力業務又は同号トに類するものとして同号ナの政令で定める国際平和協力業務を行わせてはならない。
 - 2 被告は、原告らそれぞれに対し、金10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに第2項につき仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

目 次

第1 本件訴訟の概要と意義

- 1 新安保法制法の制定とその憲法違反、立憲主義違反……………10
- 2 原告らの権利の侵害と本件訴訟の意義……………11

第2 集団的自衛権の行使、後方支援活動・協力支援活動の実施及び国連平和維持活動における「安全確保業務」「駆け付け警護」等の違憲性

- 1 新安保法制法の制定……………12
- 2 集団的自衛権の行使が違憲であること……………14
- 3 後方支援活動等の実施が違憲であること……………18
- 4 国連平和維持活動協力法による「安全確保業務」や「駆け付け警護」等が違憲であること……………22
- 5 立憲主義の否定……………27

第3 集団的自衛権の行使等による権利の侵害

- 1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況……………28
- 2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等……………30
- 3 平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権……………32
- 4 集団的自衛権の行使等による平和的生存権等の侵害……………35

第4 原告らの権利侵害

- 1 新安保法制法により侵害される原告らの権利、利益……………41
- 2 原告らの権利、利益の侵害（概論）……………42
- 3 原告らの権利、利益の侵害（詳論）……………43
 - (1) 多様な原告らの権利侵害……………43
 - (2) 戦争体験者……………46
 - (3) 基地周辺の住民……………51

(4) その他の一般市民	55
4 結論	57
第5 差止請求	
1	57
2 差止請求権の法的根拠	58
3 侵害行為	59
4 権利侵害	64
5 差止めの必要	64
第6 原告らの損害と国家賠償責任	
1 加害行為	64
2 原告らの損害	65
3 公務員の故意・過失	65
4 加害行為と損害との因果関係	66
5 結論	66
第7 おわりに	66

【法律の題名の略称】

この書面において、法律の題名を以下のとおり略称する。なお、特記するもの以外は第189回国会での改正後の題名である。

- ・ 平和安全法制整備法（案）＝我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（案）
- ・ 国際平和支援法（案）＝国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（案）
- ・ 武力攻撃事態対処法（改正前）＝武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- ・ 事態対処法＝武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- ・ 国民保護法＝武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- ・ 周辺事態法（改正前）＝周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- ・ 重要影響事態法＝重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- ・ 国連平和維持活動協力法＝国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- ・ 特定公共施設利用法＝武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
- ・ 特定秘密保護法＝特定秘密の保護に関する法律
- ・ テロ特措法＝平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法
- ・ イラク特措法＝イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

第1 本件訴訟の概要と意義

1 新安保法制法の制定とその憲法違反、立憲主義違反

平成27年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、いわゆる新安保法制法案（平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案）が採決され、賛成多数で可決成立したとされた。そしてこれらの法律は、平成28年3月29日施行された。その基本的な内容は、平成26年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に基づくものとなっており、内閣が平成27年5月14日法案を閣議決定し、翌15日これを国会に提出して、その成立を求めたものである。

この新安保法制法の中心的な内容は、政府が従来一貫して、憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使を「存立危機事態」における防衛出動として容認し、また、これまで武力を行使する他国に対する支援活動をいわゆる「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中で、弾薬の提供までも含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めようとし、また、国連平和維持活動における自衛隊の国際平和協力業務の範囲を広げ、武器使用権限も拡大する、などの点にある。

しかし、このような実力の行使等は、戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認した憲法9条に、明らかに違反するものであり、憲法9条の改正なくしてできることではない。成立したとされる上記新安保法制法は、憲法9条の平和主義条項に違反して無効である。また、このように内閣及び国会が、憲法改正の手続をとることなく、恣意的な憲法解釈の変更を行い、法律を制定して、憲法の条項を否定することは、憲法尊重擁護義務に違反し、憲法改正手続をも潜脱するものとして、立憲主義の根本理念を踏みにじるものであり、同時に国民主権の基本原理にも背くものである。

なお、この新安保法制法案の採決に至る過程においては、上記のような極めて重大な問題を抱える法案に対する市民の反対や慎重審議を求める声が大きな世論となり、国会周辺及び全国各地での広汎な反対運動が展開された。しかし、政府・与党議員は、

これら市民の声に背を向けて、衆議院及び参議院での採決を強行し、法案を「成立」させた。中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もされず、総括質疑も行わず、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異常なものであった。このような国会のありようは、この国の民主主義制度をも根底から揺るがすものである。

2 原告らの権利の侵害と本件訴訟の意義

原告らは、日本国憲法の下で生きる国民であり、市民である。原告らはこれまで、日本国憲法の下で平和的生存権や人格権などの基本的人権を享受し、またその保持のために不断の努力を重ねてきたものであるが、新安保法制法は、原告らのこれらの権利を侵害するとともに、原告らの日本国憲法の内容・条項を自ら決定するという国民としての根源的権利ないし地位をも否定するものである。

すなわち、新安保法制法は、①憲法前文及び9条の下で、戦争や武力の行使をせず、戦争による被害も加害もない日本に生存することなどを内容とする、原告らの平和のうちに生存する権利を侵害する。②また、日本が外国の戦争に加担することによって、国土が他国からの反撃やテロリズムの対象となり、あるいは外国での人道的活動・経済的活動等を危険に晒すなど、生命・身体の安全を含む人格権を侵害する。③そして、憲法改正の経路を経ることなく憲法違反の法律によって憲法の規定を実質的に改変してしまった今回の新安保法制法制定の過程と手続は、国民投票権の保障に現れている、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利（本書面では「憲法改正・決定権」という。）を侵害するものでもある。

本件原告らのある者は、先のアジア・太平洋戦争において自らや家族が空襲・原爆等による被害を受けた極限的な経験を有し、戦争の惨禍を身をもって体験し、その体験を戦後70年間背負って生きてきて、平和のうちに生存する権利がその人格の核心部分を構成している。ある者は、米軍・自衛隊基地の近くに居住して、平時でもテロ攻撃の危険に脅かされ、戦時ないし準戦時体制になれば相手国からの武力攻撃の対象になる。ある者は、指定公共機関等で働き、日本の戦争遂行・

戦争関与のために戦争協力や危険な業務への従事を命ぜられることになる。ある者は、いざ戦争となった場合に、青年として自ら戦場に駆り出される蓋然性が高い者やその家族等である。その他本件原告らはいずれも、憲法9条に違反する新安保法制法の制定及び実施により日本が戦争をする国、できる国になることによって直接的な影響を受け、切実な利害関係を有して、上記平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権の重大な侵害を受ける者たちである。

本件訴訟は、新安保法制法の中で特に憲法に違反することが明らかな、改正自衛隊法及び事態対処法に基づく集団的自衛権の行使（存立危機事態における防衛出動）、重要影響事態法に基づく後方支援活動としての米軍等に対する物品又は役務の提供、国際平和支援法に基づく協力支援活動としての諸外国の軍隊等に対する物品又は役務の提供、及び、国連平和維持活動協力法に基づく「安全確保業務」や「駆け付け警護」等について、上述のような原告らの権利侵害に基づき、その差止めを求めるものである。

また、同時に原告らは、内閣による前記閣議決定等、国会による新安保法制法の可決、制定によって、現に、上記平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害されて、甚大な精神的苦痛を受けており、これは内閣ないし内閣構成員及び国会ないし国会議員による不法行為によるものであるから、国家賠償法1条1項に基づき、その損害の賠償を請求するものである。

第2 集団的自衛権の行使、後方支援活動・協力支援活動の実施及び国連平和維持活動における「安全確保業務」「駆け付け警護」等の違憲性

1 新安保法制法の制定

(1) 政府は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定を行った（以下「26・7閣議決定」という。）。

これは、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更

に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」
「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」などとの情勢認識に基づき、「いかなる事態においても国民の命と暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制の整備をしなければならない」として、次のような法整備等の方針を示したものである。

- ①「武力攻撃に至らない侵害への対処」として、警察機関と自衛隊との協力による対応体制の整備、治安出動や海上警備行動の下令手続の迅速化の措置、自衛隊による米軍の武器等防護の法整備等を行う。
- ②「国際社会の平和と安定への一層の貢献」として、(1)後方支援について、他国軍隊の「武力の行使との一体化」論自体は前提としつつ、従来の「後方地域」や「非戦闘地域」に自衛隊の活動する範囲を一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所でならば支援活動を実施できるようにする、(2)PKOなどの国際的な平和支援活動について、駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用、邦人救出のための武器使用を認める。
- ③「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」として、後に新安保法制法において、存立危機事態における防衛出動として位置づけられる集団的自衛権の行使を、憲法上許容される自衛のための措置として容認する。

(2) 政府は、その後、平成27年4月27日、アメリカ合衆国との間で、新安保法制法案の内容に則した新たな「日米協力のための指針」（新ガイドライン）を合意した上、5月14日、新安保法制法案の閣議決定（以下「27・5閣議決定」という。）を行った。この法案は、自衛隊法・事態対処法・周辺事態法・国連平和維持活動協力法等10件の法律を改正する平和安全法制整備法案と、従来のようなテロ特措法・イラク特措法等の特別立法なしに随時自衛隊を海外

に派遣して外国軍隊を支援できるようにする一般法としての新規立法である国際平和支援法案の、2つの法案によって構成されたものである。そして政府は、翌5月15日、同法案を衆議院に提出した。

法案の内容は、基本的に26・7閣議決定に基づくものとなっているが、それを越えた部分もあり、重要な点として例えば、後方支援について、従来の「周辺事態」を「重要影響事態」に広げて地理的限定なく自衛隊を派遣できるようにし、また、特別立法なしに世界中で生ずる「国際平和共同対処事態」にいつでも自衛隊を派遣できるようにし、さらにこれらの後方支援の内容として他国軍隊に対する弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を可能とした。

- (3) 新安保法制法案は、衆議院で同年7月16日に可決され、参議院で同年9月19日に可決されて、同月30日公布され、平成28年3月29日施行された。

2 集団的自衛権の行使が違憲であること

(1) 集団的自衛権の行使容認

新安保法制法は、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）との概念に加えて、存立危機事態という概念を創り出し、我が国が武力攻撃を受けていない場合にも武力の行使をすることを可能とした。

すなわち、改正後の事態対処法2条4号において、存立危機事態は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義され、自衛隊法76条1項2号は、防衛出動の一環として、存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を規定した。そして防衛出動をした自衛隊は、「必要な武力の行使をすることができる」（同法88条1項）ことになる。

(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止

憲法9条の解釈については、自衛のための戦争を含めてあらゆる戦争を放棄して

非武装の恒久平和主義を定めたものであるという解釈から、自衛のための必要最小限度の実力の保持は憲法も許容しているとの解釈、さらには否定されるのは日本が当事者となってする侵略戦争のみであって集団的自衛権の行使も許されるとする解釈まで、様々な立場がある。

そして、日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件（自衛権発動の3要件）を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきた。そして、政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されない、と解してきた。

また、政府は、自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、それが外部からの武力攻撃を我が国の領域から排除することを目的とすることから、我が国の領域内での行使を中心とし、必要な限度において我が国の周辺の公海・公空における対処も許されるが、反面、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないとしてきた。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、我が国の領域への侵害の排除に限定して初めて憲法9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないとしてきたが、それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、その範囲を超えるものとして憲法9条に反して許されないとしてきたのである。

この海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、昭和29年の自

衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法9条解釈の根幹であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返し表明されてきた。それは、憲法9条の確立された政府の解釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法9条の平和主義の現実的枠組みが形成され、「平和国家日本」の基本的あり方が形造られてきたのであった。

(3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認

ところが政府は、平成26年7月1日、上記のこれまでの確立した憲法9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定を行い、これを実施するための法律を制定するものとした。

すなわち、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力の行使をすること」は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのである（上記①②③は引用者が挿入。これが「新3要件」といわれる。）

そして、新安保法制法による改正自衛隊法76条1項及び事態対処法2条4号等に、上記新3要件に基づく「防衛出動」との位置づけにより、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至った。

(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性

ア しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、政府の憲法解釈として定着し、現実的規範となってきた憲法9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は我が国に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを我が国の領域から排除するための必要最小限度の実力の行

使に限って許されるとの解釈を真っ向から否定するものである。それは、他国に対する武力攻撃が発生した場合にも自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊は「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触する。

イ 新3要件に即してみると、そのことはより明確である。

まず、「他国に対する武力攻撃」に対して我が国が武力をもって反撃するということは、法理上、これまで基本的に我が国周辺に限られていた武力の行使の地理的限定がなくなり、外国の領域における武力の行使すなわち海外派兵を否定する根拠もなくなることを意味する。

そして第1要件についていえば、「我が国に対する武力攻撃」があったかなかったかは事実として明確であるのに対し、他国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かす」かどうか、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利を覆す」かどうかは、評価の問題であるから、極めてあいまいであり、客観的限定性を欠く。「密接な関係」「根底から覆す」「明白な危険」なども全て評価概念であり、その該当性は判断する者の評価によって左右される。そして、法案審議における政府の国会答弁によれば、この事態に該当するかどうかは、結局のところ、政府が「総合的に判断」というのである。

第2要件（他に適当な手段がないこと）及び第3要件（必要最小限度の実力の行使）は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と類似するが、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものになる。

例えば、国会審議を含めて政府から繰り返し強調されたホルムズ海峡に敷設された機雷掃海についてみれば、第1要件のいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命等が根底から脅かされる」のは、経済的影響でも足りるのか、日本が有する半年分の石油の備蓄が何か月分減少したら該当するのか、そのときの国際情勢や他国の動きをどう評価・予測するのかなどの判断のしかたに左右さ

れ、第2要件の「他の適当な手段」として、これらに関する外交交渉による打開の可能性、他の輸入ルートや代替エネルギーの確保の可能性などの判断も客観的基準は考えにくく、さらに第3要件の「必要最小限度」も第1要件・第2要件の判断に左右されて、派遣する自衛隊の規模、派遣期間、他国との活動分担などの限度にも客観的基準を見出すことは困難である。

以上に加えて、平成25年12月に制定された特定秘密保護法により、防衛、外交、スパイ、テロリズム等の安全保障に関する情報が、政府の判断によって市民に対して秘匿される場合、「外国に対する武力攻撃」の有無・内容、その日本及び市民への影響、その切迫性等を判断する偏りのない十分な資料を得ることすらできない。政府の「総合的判断」の是非のチェックができないのである。

ウ こうして、新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使容認は、これまで政府自らが確立してきた憲法9条の規範内容を否定するものであるとともに、その行使の3要件が客観的限定性をもたず、きわめてあいまいであるため、時の政府の判断によって、日本が他国のために、他国とともに、地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものとして、憲法9条の規定に真っ向から違反するものである。

3 後方支援活動等の実施が違憲であること

(1) 後方支援活動等の拡大

新安保法制法は、重要影響事態法及び国際平和支援法において、その主要な活動として、合衆国軍隊等に対する後方支援活動及び諸外国の軍隊等に対する協力支援活動を規定し（以下、「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」という。）、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことを可能とした。

すなわち、まず、従来の周辺事態法を重要影響事態法へと改正し、これまで、「周辺事態」すなわち「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に

至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に対処する法律だったのを、この定義規定の文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外して「重要影響事態」と称し、支援の対象も米軍以外の外国軍隊にも広げて、「後方支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする米軍等への後方支援等の対応措置をとれることとした。

また、これまではアフガニスタン戦争、イラク戦争に際して、テロ特措法イラク特措法等という特別立法をそのつど行い、外国軍隊への協力支援等を行っていたのを、「国際平和共同対処事態」すなわち「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」に対し、いつでも、地理的限定なく自衛隊を派遣でき、「協力支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとれることとした。

これら「後方支援活動」及び「協力支援活動」の内容はほぼ同じであり、自衛隊に属する水・食糧・機器等の物品の提供及び自衛隊の部隊等による輸送・修理・医療等の役務の提供を主な内容とするが、今回、従来の周辺事態法やテロ特措法等の内容を拡大し、これまで禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油・整備等、外国軍隊の武力の行使に直結する、より軍事色の強いものが加えられた。

(2) 他国軍隊の武力行使との一体化の問題

ここで後方支援活動等とされる外国の軍隊に対する物品及び役務の提供は、一般に「兵站」と呼ばれているものである。

自衛隊の後方支援活動等において問題となるのは、これらが憲法の禁ずる「武力の行使」に当たらないかという点である。すなわち、直接戦闘行為に加わらなくても、また、自衛隊の活動自体が武力行使に当たらないとしても、他国の武力行使と

一体になることによって、結局、憲法9条が禁止する「武力の行使」と評価されるのではないかという問題である。

名古屋高裁平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137頁）は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る」と判示した。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価され得るものである。

従来の政府解釈では、このような一体化論を前提として（つまり、後方支援活動等が、法的に武力行使とみられることがあることを前提にして）、他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないとの解釈が行われていた。

具体的には、まず平成2年の湾岸戦争での多国籍軍支援のための「国際連合平和協力法案」（不成立）の際に問題になったが、その後、周辺事態法（平成11年）において、米軍の支援を行うことができる地域を「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定することによって、米軍の武力行使と一体化しない法律上の担保とする仕組みがとられた。同時に、後方地域支援活動としての米軍に対する物品・役務の提供から、弾薬を含む武器の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を除外した。

そして旧テロ特措法（平成13年）においても、周辺事態法の上記「後方地域」と同じ文言で定められた地域に協力支援活動等を限定して、多国籍軍との武力行使の一体化が生じないようにすることとされた。すなわち、ここで限定された活動地域は（法律上の用語ではないが）「非戦闘地域」と称され、「戦闘地域」と「非戦闘地域」という区別が議論の焦点となり、自衛隊の活動領域を「非戦闘地域」に限

定し、「非戦闘地域」での協力支援活動等は武力行使に当たらないとして、法文上この問題を解決しようとした。旧イラク特措法（平成15年）においても同様の解釈が行われた。

しかしながら、この立法と解釈自体、相当に危険をはらんでいるものであった。現に、イラク派遣の実態は、「非戦闘地域」とされたサマワの自衛隊の宿営地に迫撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生していることや、前記のとおり名古屋高裁判決が航空自衛隊による武装兵員の輸送を武力行使と一体化したものと判断しているように、問題を残すものであった。

（3）後方支援活動等の違憲性

ところが、重要影響事態法と国際平和支援法は、さらに要件を緩め、従来の「後方地域」「非戦闘地域」に自衛隊が活動する地域を限定することにより他国軍隊との武力行使の一体化の問題が生じない担保とする枠組みに依拠することなく、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であれば、そこで実施する我が国の支援活動は当該他国の武力行使と一体化するものではないという考え方を採るとし、状況の変化に応じて、その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合には、その活動を休止・中断すればよいものとしたのである（26・7閣議決定）。

加えて、重要影響事態法と国際平和支援法は、後方支援活動等の内容として、弾薬の提供や、戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容する。これは他国軍隊の武力行使への直接の支援にほかならない。

政府は、それでも「武力行使の一体化」は生じないとするのであるが、これは戦闘の実態に目をつぶった欺瞞であると言わざるを得ない。これによれば、自衛隊は、現に戦闘行為が行われていなければ、そのすぐ近くの地域であっても支援活動が可能であることになり、そのような場所で弾薬の提供まで含む兵站活動を行っている自衛隊は、相手国から見れば、武力を行使する他国の軍隊とまさに一体となって武力を行使する兵站部隊と見られ、相手国からの攻撃の対象とされることは避けられないであろう。そして自衛隊がこれに反撃し、交戦状態へと突き進む危険性

は極めて高い。

従来の、危ういながら、「非戦闘地域」という枠組みによってかろうじて合憲性の枠内に留まると強弁されてきた後方支援活動等ではあったが、その枠組みさえも取り払われ、弾薬の提供等まで許容した上記2法においては、もはやそのような説明は成り立たず、これによる自衛隊の後方支援活動等は他国軍隊の武力の行使と一体化し、又はその危険性の高いものとして、憲法9条に違反するものであることが明らかである。

4 国連平和維持活動協力法による「安全確保業務」や「駆け付け警護」等が違憲であること

(1) 改正された国連平和維持活動協力法の内容

ア 国連平和維持活動協力法で改正されたのは主に以下の部分である。

すなわち、改正された国連平和維持活動協力法では、①自衛隊の部隊等は、「国際連合平和維持活動」のみならず、国連が統括しない有志連合による「国際連携平和安全活動」への参加も可能となり、②かつ、そのいずれの活動においても、これまで憲法9条の解釈上、「武力の行使」にあたる危険があるものとして認めてこなかった「安全確保業務」や「駆け付け警護」等を認め、③さらに、いわゆる任務遂行のための武器の使用等を可能にするなど武器使用権限を大きく拡大している。

イ これまで、同法は、自衛隊の活動が、憲法9条の禁じる「武力の行使」に当たることのないよう、自衛隊の部隊等が国際連合平和維持活動のために実施できる国際平和協力業務を厳格に限定列挙し（改正前の国連平和維持活動協力法3条3号）、いわゆる「安全確保業務」や「駆け付け警護」は行うことができないとされてきた。

ところが、今回、新安保法制法において、国連平和維持活動協力法が改正され、これらの「安全確保業務」（同法3条5号ト「防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定

の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護」)や「駆け付け警護」(同法3条5号ラ「ヲからネまでに掲げる業務またはこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者(以下このラ及び第26条第2項において「活動関係者」という。)の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護」)の業務も、国際平和協力業務として加えられ、国際連合平和維持活動あるいは国際連携平和安全活動のために実施することが可能となった。なお、上記の「安全確保業務」に類するものとして政令で定める業務も、同法3条5号ナにおいて、国際平和協力業務として追加されている。以下、「安全確保業務」(同法3条5号ト)と「安全確保業務」に類するものとして政令で定める業務(同法3条5号ナ)と「駆け付け警護」(同法3条5号ラ)とを合わせて「安全確保業務等」という。

ウ また、これまで、武器の使用は、「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で」許される(旧国連平和維持活動協力法24条)とされ、いわゆる自己保存型の武器使用しか認められてこなかったが、同法の改正により、いわゆる任務遂行型の武器使用も容認された。

すなわち、同法26条1項により、いわゆる「安全確保業務」又は「安全確保業務」に類するものとして政令で定める業務に従事する自衛官は、その業務を行うに関し、その業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、合理的に必要と判断される範囲で武器の使用が認められた。また、同法26条2項により、いわゆる「駆け付け警護」に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする

活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度で武器の使用をすることができるとされている。以下では、同法26条1項と同法26条2項で認められる武器使用を合わせて「任務遂行のための武器使用」という。

エ なお、今回の改正により、国際平和協力業務に従事する自衛官は、共に宿営する外国の軍隊の部隊の要員と共同して武器を使用すること(宿营地共同防護)が可能とされた(同法25条7項)。すなわち国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共にその宿営する宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、共に宿営する外国の軍隊の部隊の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器の使用をすることができるとされている。この武器使用は、法文上は、いわゆる自己保存のための武器使用のように書かれているが、宿营地共同防護は、「火網の連携」として、以前は、憲法の禁止する「武力の行使」にあたりと解されてきたのであり、合憲といえるかどうか甚だ疑問であることを指摘しておく。

(2) 国連平和維持活動協力の違憲性

ア これまで、国連平和維持活動協力の法に基づく国連平和維持活動において「安全確保業務」や「駆け付け警護」が認められてこなかったのは、これらの任務に従事するためには、従事する自衛隊員の安全を確保するべく、強力な武器使用権限を認めざるをえず、その場合、憲法9条の禁止する「武力の行使」に該当する可能性が高いためであった。

すなわち、同法において、国連平和維持活動にともない武器の使用が認められてきたが、武器の使用は、「武力の行使」に当たる可能性があり、憲法9条との整合性が問題となる。

イ 政府は、これまで、同法に基づいて認められていた武器の使用は「いわば自

己保存のための自然権的権利」であることを根拠に憲法9条1項で禁止された「武力の行使」に当たらないと説明してきた（平成3年9月27日付政府統一見解）。そして、「自己保存の自然的権利とは言えないような、任務の遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するために武器を使用するときは、状況により国際的な武力紛争の一環として戦闘を行うという評価を受けることになりまして、このような武器の使用は憲法9条で禁止された武力の行使にあたるという疑いを否定することができない」（平成8年5月7日、参議院内閣委員会内閣法制局第一部長答弁）などと説明し、これを認めてこなかったものである。

ウ この点について、今般、政府は、「安全確保業務」や「駆け付け警護」等の国際平和協力業務を追加し、またいわゆる任務遂行型の武器使用権限まで認めたことについて、いわゆるPKO参加5原則が満たされており、派遣先及び紛争当事者の受け入れ同意が確保されていることが前提となっていることから、国家または国家に準ずる組織に対して敵対することはなく、自衛隊が武力を行ったと評価されることはなく、憲法9条との関係で問題となることはない、などと説明している（平成27年8月25日参議院安保法制特別委員会内閣総理大臣答弁ほか）。

エ しかしながら、「安全確保業務」や「駆け付け警護」はその本質として必然的に強力な武器使用を伴うものである。すなわち「安全確保業務」は、住民等の生命、身体及び財産に対する危害の防止や特定の地域の警備等を内容とするのであるから、これらの任務を遂行するために強力な武器使用が不可欠であるし、「駆け付け警護」は、活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害又は危害が生じ、又は生じるおそれがある場合にその生命及び身体の保護を行うわけであるから、その任務は強力な武器使用権限を伴わないことには遂行できない。そして、上記の従来政府説明のとおり、「任務遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するために武器を使用するときは、状況により国際的な武力紛争の一環として戦闘を行うという評価を受けることになり」「このような武器の

使用は憲法 9 条で禁止された武力の行使にあたるという疑いを否定することができない」のである。

今回政府は、PKO 参加 5 原則を満たしていれば、国または国に準じる組織が登場することはありえないという説明で、憲法上の問題をクリアしようとしているが、以下で述べるとおり、現在の国連 PKO の変容も踏まえた場合、それには全く無理がある。

オ そもそも、今日、国連の平和維持活動は、平成 4 年に国連平和維持活動協力が制定された当時とは大きく変質し、多くの国連平和維持活動は、安保理決議で、その主要任務が住民の保護とされ、任務遂行のための武力行使の権限が認められている。

すなわち今日 PKO は従来の停戦監視などの限られた任務を遂行する伝統的な PKO から、内戦などで情勢が不安定な地域に展開し、住民の保護等を任務とする PKO に変容している。

この住民保護を主要任務とする PKO にあっては、現在自衛隊が派遣されている国連南スーダン派遣団（UNMISS）においてもそうであるとおりに、PKO 参加 5 原則はもはや厳密には遵守できないし、現在の南スーダンもそうであるが、「国または国に準じる組織が登場することはありえない」という状況ではないのである。以下南スーダンの状況を具体的に述べる。

カ 南スーダンは、2011年に独立後、平和の定着と発展のため、国連 PKO として、国連南スーダン派遣団（UNMISS）が派遣され、日本も2012年1月から自衛隊の部隊を派遣している。ところが、南スーダンでは、2013年12月に首都ジュバ（自衛隊が駐留している）でクーデター未遂事件が発生したことをきっかけに、大統領派と副大統領派の間で武力衝突が発生し、内戦状態に陥った。本来であれば、停戦合意が破られれば撤退するという PKO 参加 5 原則により、自衛隊を撤退されなければならないはずのところ、撤退はなされず、その後も南スーダンでの武力衝突は続いた。さらには、2016年に入ってか

らは、国連のキャンプが南スーダン政府軍などによって襲撃されるような状況にも至っている。（つまり、政府のいう「PKO 参加 5 原則を満たしていれば、その下では国家または国家に準ずる組織が敵対するものとして登場してこない」という説明は成り立たないということである。）

政府軍が国連のキャンプを襲撃するような今日の南スーダンでは、政府軍に対しても、武器の使用をしなければならない状況にあるということであり、政府軍に対する武器使用は、国およびそれに準じる組織に対する武器使用であり、憲法 9 条の武力行使にあたり又はその危険性が高いものである。

キ これらのことから明らかなどおり、自衛隊の部隊等が、国際平和協力業務として「安全確保業務等」を行うとすれば、今日の PKO の現実を踏まえれば、それは、確実に武装勢力等との武力衝突を招き、それが武力の行使に発展する可能性が極めて高く、明らかに憲法 9 条に違反する。

そして、上記の南スーダンの現状からすれば、南スーダンに派遣している自衛隊の部隊に、「安全確保業務等」の業務に従事させることは、憲法 9 条に違反することは明白である。

5 立憲主義の否定

日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」（前文）として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課した（99条）。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民の権利・自由を確保しようとするものである。

閣議決定及び新安保法制の制定によって集団的自衛権の行使を認め、後方支援活動等を実施し、また国連平和維持活動協力法による駆け付け警護や安全確保活動を認めることは、武力の行使を禁止した規範として確立した憲法 9 条の内容を、

行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであるが、これはまさに、この立憲主義の根本理念を踏みにじるものである。

同時に、このような憲法の条項の実質的改変は、本来憲法96条に定める改正手続によらなければならないことである。同条は、憲法の改正には、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による過半数の賛成を要求して、慎重な改正手続を定めるとともに、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の意思に、その最終的な決定を委ねたのである。閣議決定と法律の制定によって憲法9条の内容を改変することは、憲法96条の改正手続を潜脱することであり、立憲主義を踏みにじり、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の、憲法改正に関する決定権を侵害することである。

第3 集団的自衛権の行使等による権利の侵害

1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況

(1) 以上のとおり、新安保法制法において規定された、①自衛隊法76条1項2号に基づく存立危機事態における防衛出動（集団的自衛権の行使）、②重要影響事態法6条1項又は2項に基づく重要影響事態における後方支援活動、③国際平和支援法7条1項又は2項に基づく国際平和共同対処事態における協力支援活動、④国連平和維持活動協法力に基づく「安全確保業務等」は、憲法9条に違反するものである。

憲法9条はこれまで、少なくとも、このような上記①ないし④の行為（以下、「集団的自衛権の行使等」という。）を国に禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとなってきた。

(2) ところが、集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向いて参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国とする。従来の法制と憲法解釈の下では、日本の領域が外部から武力攻撃を受けない限り、日本は戦争当事国

になることはなかったのに対し、集団的自衛権の行使の容認は、日本が積極的に打って出て、戦争をする機会を大きく広げたものである。そして、日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くことになる。すなわち、日本の国土が戦場となるのである。

なお、「存立危機事態」であるとして日本が他国間の戦争に参加した場合、多くは「武力攻撃予測事態」すなわち「我が国に対する武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」に該当する状況になると考えられる。そして、事態対処法では、「武力攻撃予測事態」と「武力攻撃事態」とを併せて「武力攻撃事態等」と称され、いわゆる有事法制が適用される状況となる。

- (3) 新安保法制法による後方支援活動等についても、これは前記のように、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものであるから、容易に外国軍隊との武力行使の一体化を招く。相手国等からすれば、自衛隊は正当な攻撃対象となるのであり、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高い。

こうしてここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国となり、日本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招くことになる。ちなみに、安保法制法案の国会審議において、政府は、I S（イスラム国）に対する空爆の後方支援活動は、「法理論としては対象になるが、政策判断として考えていない」旨の答弁をしている（平成27年5月28日衆議院平和安全法制特別委員会）。すなわち政府の政策判断が変われば、I S空爆の後方支援もありうるのであり、日本や日本人は、I Sのテロの標的となることを覚悟しなければならない。

- (4) 新安保法制法による改正後の国連平和維持活動協力法による「安全確保業務等」もすでに述べたとおり、憲法9条の禁止する武力の行使にあたる可能性が極めて高いものである。

自衛隊が派遣されている南スーダンでは、2013年12月以降、政府軍と反政府勢力が本格的に衝突し、多数の犠牲者を出す内戦状態に発展した。国連南スーダン派遣団（UNMISS）のホームページによると、派遣団でも、軍隊や警察、文民、現地要員など死者は計42人となっている（2016年4月3日付東京新聞朝刊による）。その後も、2015年夏の和平合意、2016年4月の暫定政権の発足により、治安の安定が期待されたが、2016年7月にキール大統領派とマシャール前副大統領派との間で戦闘が発生し、その後少なくとも数百人が死亡し、中国人のPKO隊員2人と国連職員1人も殺害されている。

このような不安定な情勢の中、自衛隊が、「安全確保業務等」を行うことは、自衛隊員が戦闘行為に巻き込まれ、武力を行使し、殺し、殺される危険性、生命身体の安全を脅かされる可能性が極めて高いと言わざるをえない。また、南スーダンでは、NGOなどの活動が広く展開されていたが、自衛隊の武器使用、武力行使によって、地元の人々からの信頼を失い、その活動が制約されたり、武装勢力等から攻撃されたりする可能性も高い。

2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等

- (1) 重要影響事態及び国際平和共同対処事態においては、国は、後方支援活動等の「対応措置」に関する「基本計画」を定めてこれを実施することになるが、その場合、国は、地方公共団体その他国以外の者に協力を依頼することができる等とされる（重要影響事態法9条、国際平和支援法13条）。また、国連平和維持活動協力法によれば、本部長は、同法第3章第1節の規定による措置によっては、国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき等に物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができるとされる（同法31条）。

なお、ここで「国以外の者」としては、事態対処法でいう指定公共機関・地方指定公共機関などが想定される。指定公共機関には、各種独立行政法人、日

本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便、全国的ないし広域的な放送事業者、電気・ガス事業者、航空運送業者、鉄道事業者、電気通信事業者、旅客・貨物運送事業者、海運事業者等が、法人名で個別に指定されている（事態対処法施行令3条、平成16年9月17日内閣総理大臣公示）。地方指定公共機関は、知事がその地域で同種の公共的事業を営む者から指定している（国民保護法2条2項）。

(2) 存立危機事態においては、国は、「対処措置」すなわちその事態に対処する自衛隊の任務の遂行等に関する措置（武力の行使、部隊の展開等）と国民保護関連措置（公共的施設の保安、生活関連物資の安定供給等）の両面で「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置し、これらの対処措置を実施する。存立危機事態については、地方公共団体・指定公共機関はこれら対処措置を行う責務までは規定されていないが、国と連携協力して万全の措置を講ずべきこととされ（事態対処法3条1項）、事態対策本部長（総理大臣）の調整を受け、調整に応じない場合には指示、代執行もなされる（同法14条、15条）。

(3) 武力攻撃予測事態は、日本の領域に対する武力攻撃にはまだ至っておらず、自衛隊法76条1項1号の防衛出動はまだなされていないが、これが予測される状態であり、この段階でも例えば、自衛隊に防衛出動待機命令が出され（同法77条）、予備自衛官が招集される（同法70条）等、防衛出動に備える体制がとられる。また、自衛隊展開予定地域での陣地その他の防御施設構築のため、武器の使用、土地等の強制使用等もなされる（同法77条の2等）。

武力攻撃予測事態と武力攻撃事態とを合わせて「武力攻撃事態等」と称されるが、武力攻撃事態等においては、国は、自衛隊の任務の遂行等に関する措置と国民保護に関する措置の両面での「対処措置」をとるため、「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置する。そして、武力攻撃事態等においては、地方公共団体・指定公共機関等は対処措置を行う責務があり、国民もこれに協力するよう努めるものとされる（事態対処法5～8条）。したがって、地方公共

団体・指定公共機関等にはそれらに伴う様々な業務が指示され、その職員・労働者が従事を求められる。

そして、武力攻撃事態（日本に対する外部からの武力攻撃が発生し、又はその危険が切迫した事態）は、まさに日本の領域が戦場になる局面であり、その中で防衛出動と武力の行使がなされることになる（自衛隊法76条、88条）。そこでは、自衛隊の任務遂行（戦争遂行）のため、また国民保護措置のため、強力な権利制限が可能とされる。その典型的なものが同法103条であり、①病院等政令で定める施設の管理、②土地・家屋・物資の使用、③業務上取扱物資の保管命令・収用、④医療・建築土木・輸送業者に対する業務従事命令が用意されている。電気通信設備の優先利用もなされる（同法104条）。地方公共団体や指定公共機関は、戦争状態の下で対処措置を実施する責務を負い、これに従事する職員・労働者は、一般の国民・市民と同様に自らも身の危険にさらされながら、これら対処措置への従事・遂行が求められる。

3 平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権

(1) 原告らの地位

本件原告らは、後述のように、第二次世界大戦（アジア・太平洋戦争）において自らや家族が空襲・原爆等による被害を受けた極限的な経験を有する者、日本が戦争当事国ないし準当事国になった場合には真っ先に相手国や敵対勢力の武力攻撃やテロ攻撃の対象となる危険の高い米軍・自衛隊基地の周辺に居住する者、存立危機事態・武力攻撃事態等において自衛隊・米軍の活動に関する措置及び国民保護に関する措置の実施をその責務として求められ、危険な業務への従事をも命じられる指定公共機関等の労働者、日本が戦争体制やその準備体制に入った場合に戦場に駆り出される可能性の高い若者、その子どもたちを愛しみ育ててきた家族等によって構成されている。

これら原告らは、とりわけ、戦争の惨禍を身をもって体験し、戦後70年をその体験を背負って生きてきた者であり、平和のうちに生存する権利がその人

格と一体となってその核心部分を構成している。あるいは、戦争ないしその準備体制のもとでは、その居住地域、職業、社会的立場等から、生命・身体の危険はもとより生活万般にわたって多大な影響を受け、集団的自衛権の行使等について切実な利害関係を有する者であり、平和でなければその人格権等が確保されない者である。

したがって原告らは、集団的自衛権の行使等により、上記のように、日本が戦争当事国又は準当事国になること、さらに日本が他国等からの攻撃を現に受け又はその危険にさらされること、そしてその場合に採られる国の対処措置等によって、次に述べる平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を大きく侵害されることになる。

(2) 平和的生存権

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定する。

平和は、国民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとした。したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解されるべきものである。この平和的生存権の具体的権利性は、また、包括的な人権を保障する憲法13条の規定によってその内容をなすものとして根拠づけられるとともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられる。

とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられるような場合、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性が認められなければならない（前掲名古屋高裁判決参照）。

（3）人格権ないし幸福追求権

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定する。

この規定は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが、日本国憲法の根本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示すものである。同条は、種々の個別的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えられる。

なお、本書面では、このような憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体を、広義の「人格権」ということとする（大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁—大阪空港事件控訴審判決参照）。

（4）憲法改正・決定権

近代立憲主義は、全ての価値の根源にある個人の自由と権利を実現するために、国の政治の在り方を最終的に決定する力（主権）を有する国民が、権力を制限する規範として憲法を制定することによって成立する。憲法制定権力は国民が有し、実定憲法が制定されることによって、国民主権が制度化されるとともに、憲法制定権力は憲法改正権力に転化し制度化される（憲法改正権は「制度化された制憲権」とも呼ばれる。）。

日本国憲法 96 条 1 項の憲法改正手続は、この国民の憲法制定権力に由来する憲法改正権の現れである。そこでは国会の各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成による発議と国民投票による国民の過半数の賛成が要件とされているが、この間接民主主義による手続と直接民主主義による手続とを通じて、憲法改正が国民の意思決定に基づくことを担保しようとしているのである。

ここでとくに国民投票制度が設けられているのは、その憲法改正権力の担い手である国民各人に、その憲法改正の内容について直接自ら意思表示をし、その決定に参加する権利を保障しようとするものであり、直接民主主義的な参政権としても位置づけられる。すなわち、国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法 96 条 1 項はその現れにほかならない。

4 集団的自衛権の行使等による平和的生存権等の侵害

(1) 平和的生存権の侵害

原告らは、日本人 310 万人、世界では 5200 万人もの死者を生じた第二次世界大戦など悲惨を極めた過去の戦争の結果、そこでの人間の尊厳の蹂躪、生存者にも残る癒えない傷痕等の事実を省み、政府の行為によって再びかかる戦争の惨禍が起こることのないことを心から希求する者であり、憲法前文及び 9 条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の下で平和のうちに生きる権利を有している。

とりわけ、原告らのうち戦争の体験を有する者、例えば空襲被害者、原爆被害者等は、戦火の中を逃げまどい、生命の危険にさらされ、家族を失う等の極限的な状況に置かれ、心身に対する深い侵襲を受けて、二度と戦争による被害や加害があってはならないことを身をもって痛感し、その体験を戦後 70 年間背負って生きてきた者である。平和憲法と 9 条の規定は、その痛苦の体験の代償として得られたかけがえのないものであり、平和のうちに生きる権利は、こ

れら原告の人格と一体となって、その核心部分を構成している。

ところが、新安保法制法の制定は、集団的自衛権の行使等を認めることによって、日本が再び戦争をする国、できる国に変容させるものである。そしてまず、そのこと自体によって、これら原告らに戦争体験の悪夢を想起させ、戦争のために強いられた、例えば戦災孤児としての苦難の人生や後遺障害と苦闘してきた人生等、戦後70年の生涯及びそれに基づいて形成されてきた原告らの人格を根底から否定するとともに、それら戦争体験と苦難の人生の代償として得たかけがえのない憲法9条と平和的生存権を蹂躪し、侵害するものである。また、将来発動されることになる集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本を戦争当事国とし、他国の国土を破壊し、その国民を死傷させるものであるとともに、日本に対する他国等からの武力攻撃やテロ攻撃を招来するものである。さらに、国連平和維持活動で「安全確保業務等」に従事すれば、それが武力衝突に発展し、武力行使へと至る可能性が非常に高いものである。それらが現実化した場合は、もちろん原告らの平和的生存権が直接に侵害されるが、しかしそれに至らない現段階においても、すでに、安保法制法の制定はそれらの具体的危険を生ぜしめているものとして、原告らの平和的生存権を侵害するものである。

(2) 人格権の侵害

日本が他国の戦争の当事者となり、他国に対して武力を行使し、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は、上記のように、敵対国から日本の国土に攻撃を受け、あるいは国の内外においてテロリズムの対象となる危険をもたらすものであり、新安保法制法の制定によって、原告らを含む日本の国民・市民は、そのような事態に直面すること、及びその犠牲を覚悟しなければならないこととなった。

そのことによって、原告ら国民・市民は、例えば以下のような人格権の侵害を受けることになる。

まず、敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃の対象とされる可能性の高いのは、米軍基地が集中する沖縄をはじめ全国の米軍・自衛隊基地及びその付近であって、これらの地域に居住する原告らはその攻撃対象となり、生命・身体等を直接に侵害される危険にさらされる。またその前段階を含めて、基地周辺は、自衛隊や米軍の訓練等の活動が集中し、例えば武力攻撃予測事態における陣地その他の防御施設の構築等に伴う土地・家屋の強制使用の対象となる可能性が高く、さらに武力攻撃事態においては物資の収用、指定公共機関への業務従事命令等が、この地域に集中することが考えられる。そして、自衛隊・米軍等の軍事活動と住民の避難等の国民保護活動とが錯綜し、基地周辺地域は大混乱に陥る危険性がある。原告ら基地周辺住民は、集団的自衛権の行使等によって、このような事態に見舞われることを覚悟しなければならないのであって、これらは原告らの人格権を大きく侵害するものである。

また、戦争体制（有事体制）ないしその準備段階においては、戦争の遂行又はその準備のためや国民保護体制のための措置を実施することなど、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力が義務付けられ、そこで働く公務員・医療従事者・交通運輸労働者などが危険な関係業務への従事に駆り出されることになる。これらの業務に従事する労働者は、自分や家族の安全や生活の確保、避難等に優先して、命じられた職責の遂行を求められ、また、身の危険にさらされることになる。

さらにまた、戦争体制や戦争準備体制において、その犠牲が集中するのはいつも、子ども、障がい者、外国人等の社会的マイノリティである。新安保法制は、集団的自衛権の行使を容認すること等により、日本を戦争をする国、できる国にし、軍事優先の社会をもたらす危険性が高い。軍事優先の社会では、社会福祉の切捨て等、社会的マイノリティが犠牲にされることになる。また女性に対する性的な暴力が生ずることも、過去の戦争の経験が示すところである。新安保法制は、これらの立場にある原告らの人格権を侵害するものである。

そのほか、海外で人道的活動に従事しているNGO関係者、民間企業の海外勤務労働者などにあっても、敵対する勢力やそのメンバーからテロ等の対象とされ、その活動が危険又は不可能になることが生ずる。

そして戦場に駆り出されるのは自衛隊員を含む現在の若者であり、あるいは将来の担い手としての子どもたちであるが、本人はもちろん、我が子や孫を、殺し殺される戦場に送り出すことを強いられる親やその他の家族の苦悩には耐え難いものがある。

以上のように、集団的自衛権の行使等は、それがもたらす日本の戦争当事国化、それに準ずる国際的対立関係の醸成、そして日本の国土の戦場化や有事法制の発動等により、原告らに生命・身体への危険を含む重大な人格権の侵害を生じさせる。また、その行使・実施に至らない前段階においても、新安保法制の制定自体によって、原告らは現に、その居住地域、職業、社会的立場等から、戦時体制、戦争準備体制による直接の人格権侵害が今後生ずるに至る特に高度な危険に直面させられるに至っており、その現在の状態自体もまた、原告らに対する人格権の侵害を構成する。

また、国連平和維持活動協力法による「安全確保業務等」が認められることによって、国連平和維持活動において武力の行使に至る危険性が高いのであるから、その場合も、上記の集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施により原告らの人格権等が侵害される場合と同様、原告らの人格権等が侵害される。

なお、以上のような人格権の侵害の例は、同時に平和的生存権の侵害も伴うものである。

(3) 憲法改正・決定権の侵害

ア 国民主権は、国の政治のあり方を終局的に決定する力（主権）が国民にあるという原理であり、国民の有する参政権も、この原理から湧出した権利である。憲法改正に係る国民投票権も同じである。

日本国憲法においては、代表制民主主義（間接民主主義）が強調され、参政

権は、選挙権、被選挙権、公務員になる権利、公務員を罷免する権利がその代表的なものとされる。しかし、補充的に、直接民主主義の規定も設けられ、憲法改正の国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査、地方特別法の住民投票がそれにあたり、これらも参政権に含まれると解されている。

イ すなわち、近代立憲主義は、全ての価値の根源にある個人の自由と権利を実現するために、国の政治の在り方を最終的に決定する力（主権）を有する国民が、権力を制限する規範として憲法を制定することによって成立する。憲法制定権力は国民が有し、実定憲法が制定されることによって、国民主権が制度化されるとともに、憲法制定権力は憲法改正権力に転化し制度化されている（憲法改正権は「制度化された制憲権」ともいわれる。）。

日本国憲法 96 条 1 項の憲法改正手続は、この国民の憲法制定権力に由来する憲法改正権の現れである。そこでは国会の各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成による発議と国民投票による国民の過半数の賛成が要件とされており、この間接民主主義による手続と直接民主主義による手続と通じて、憲法改正が国民の意思決定に基づくことを担保しようとしている。

ここでとくに国民投票制度が設けられているのは、その憲法改正権力の担い手である国民各人に、その憲法改正の内容について直接自ら意思表示をし、その決定に参加する権利を保障しようとするものであり、直接民主主義的な参政権としても位置づけられる。国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法 96 条 1 項はその現れにほかならない。

ウ 新安保法制法は、前記のように規範性を有する憲法 9 条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまおうとするものである。それは本来、憲法 96 条 1 項に定める国会の発議と国民投票の手続をとらなければならないことであるにもかかわらず、これを潜脱するものである。しかも、この憲法改正の手続を回避して採られた立法の国会審議の過程においては、多くの国民・市民

及び野党の反対を押し切って採決が強行され、中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もなされず、総括質疑も行わず、不意をついて与党議員が委員長席を取り囲んで野党議員を排除し、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異様なものであった。それは、国民から負託された国会による代表制民主主義をも蹂躪しつつ、本来憲法改正手続を踏まなければならないはずの、実質的な憲法改変を強行したものであった。

新安保法制法の制定は、このようにして、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する前記憲法改正・決定権をないがしろにし、これを侵害したものである。

そして、集団的自衛権の行使等は、このように原告らの憲法改正・決定権を侵害し、蹂躪した手続によって制定された新安保法制法の現実の適用・実施過程であり、また、これが反復されることによって、その侵害の結果を既成事実化することになるのである。そしてこの現実の適用、実施、既成事実化を通じて、本来憲法9条に違反するものであったはずの新安保法制法、その集団的自衛権の行使等に係る根拠法条が、これまでの憲法9条の規範内容にとって代わって、実質的な規範として通用する状態が事実上形成されかねない危険すらある。しかも、集団的自衛権の行使等は、一旦それがなされれば日本の国全体を後戻りのきかない戦争状態に引き込むことになりかねないものであり、そこではもはや憲法9条の平和主義の規範自体が死文化してしまうのである。

第4 原告らの権利侵害

1 新安保法制法により侵害される原告らの権利、利益

わが国が戦争当事国になること、若しくはその可能性が生じること、あるいはPKOに派遣された自衛隊員が南スーダンで戦闘行為に巻き込まれることにより、原告らは、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害されることと

なる。

原告らが侵害を受けることとなる権利・利益は、前述のように、憲法上最大限保障されるべき、基本的人権保障の基底的権利である平和的生存権であり、基本的人権の中核をなす憲法13条の人格権であり、そして国民主権に由来する根源的な権利である憲法改正・決定権である。これらの権利は、国民主権と民主主義、平和主義という憲法的価値の根幹をなすものであるとともに、国民一人ひとりにとってかけがえのないものである。

集団的自衛権の行使等が違憲であるということのゆえんは、集団的自衛権の行使等が、基本的人権保障の基底的権利である平和的生存権、基本的人権の中核をなす人格権、国民主権の実現である憲法改正・決定権をなきものにしてしまうところにある。

憲法により保障される根源的な権利としての平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害するからこそ、集団的自衛権の行使等は違憲なのであり、逆に言えば、集団的自衛権の行使等により、確実に、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権は侵害されることになるのである。

憲法9条は、戦争を放棄し、武力の行使を禁止する等により、原告らのこれらの権利を保障してきた。ところが、新安保法制法は、憲法の許容しない武力の行使の機会と危険を大きく拡大し、集団的自衛権の行使等による原告らのこれらの権利を侵害する道を開いた。

こうして、集団的自衛権の行使等が現になされた場合、これら原告らの権利・利益は容易に侵害を受け、又は受ける具体的危険にさらされ、それが継続することになる。その侵害を受け、又は危険にさらされるのは、原告らの生命・身体そのものであったり、戦争体験が刻印された戦後70年の人生そのものであったり、若者の有意な前途そのものであり、総じて原告ら各人の人格全体である。

2 原告らの権利、利益の侵害（概論）

(1) 集団的自衛権の行使等は、自衛隊による武力の行使そのものであったり、武

力の行使に至る危険性の高いものであり、これに対しては当然に相手国等からの反撃がなされ、日本は不可逆的に、海外での武力行使から日本の領域における戦争状態（武力攻撃事態）へと突き進むことになる。すなわち、集団的自衛権の行使にせよ、後方支援活動等からの発展にせよ、一旦自衛隊が武力の行使を開始すれば、もはや後戻りは不可能であり、自衛隊の戦闘行為は際限なく拡大しかねず、国内でも臨戦態勢がとられるとともに、国土は破壊され、国内での死傷者が増大し、その惨禍は測り知れない。そこでは平和的生存権も人格権も、根底から否定され、蹂躪される。戦争は、最大の人権侵害である。それは、平和的生存権及び人格権の侵害の極致であり、平和憲法の死滅である。

(2) 駆け付け警護、安全確保業務のために自衛隊をPKOに派遣することは、外国の地において、自衛隊が武力を行使する道を開くことである。

憲法9条により、外国での武力行使は、厳に禁ぜられており、実際にも、自衛隊が外国で武力を行使することはこれまでなかった。このような国のあり方の中で、原告らは、人格を形成し、自己を実現してきたのである。したがって、戦争放棄とともに、外国での武力行使の禁止は、平和的生存権を構成する。すなわち、戦争をしない国、武力を行使しない国に生存する権利が、憲法前文を及び憲法9条により、保障されているというべきである。

そして、駆け付け警護、安全確保業務のために自衛隊を南スーダンへ派遣することにより、自衛隊が南スーダンで戦闘行為に巻き込まれ、その結果自衛隊による武力行使が行われる危険性は極めて高いから、原告らの平和的生存権が侵害される危険性は極めて高い。

そして、一度でも武力が行使されれば、日本は、「憲法により、戦争と武力行使を放棄した国」たり得なくなる。これまで得てきた他国からの信頼も失うことになる。となれば、原告らの、「戦争をしない国、武力行使をしない国」に生存する権利は損なわれ、回復することは不可能である。

3 原告らの権利、利益の侵害（詳論）

(1) 多様な原告らの権利侵害

以下、原告らに共通する権利、利益の侵害の態様を類型的に述べ、次に本件原告に関する権利侵害、被害の例を具体的に述べる。

ア 原告らは、①平和を望む国民・市民、②先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、横浜空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、③厚木基地、横須賀基地その他の米軍及び自衛隊の基地の周辺に居住する住民、④戦争体制（有事体制）において、危険な業務に従事させられる地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者など、⑤宗教者、⑥教育関係者、⑦女性や子供を持つ親たち、⑧若者、⑨その他の被害者などである。

次に述べるとおり、原告らは、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による議決によって、原告らを含む国民の有する平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害され、心に深い傷を負わされ、精神的苦痛を受けるなど、その人格権をすでに侵害されていると同時に、今後、集団的自衛権の行使等により、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を回復不能なまでに侵害されることになる。

イ 平和を望む国民・市民

原告らは、憲法に定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等により、その平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害されることにより心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受けた。

そして、日常生活においても、集団的自衛権行使の結果により間違いなく予想されるテロ行為等による被害の恐怖を抱かせられるに至っている。

また、今後、自衛隊に駆け付け警護、安全確保業務の任務が追加され、南スーダン等へ派遣された自衛隊が、他国で武器を使用し、武力を行使したと認められる事態となれば、原告らの、憲法の下、戦争しない国、武力行使をしない国に生存する権利が、根本的に侵害されることとなる。

ウ 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族

東京・大阪など各地で空襲を受けて被害を受けた者は、死者推定60万人といわれ、また、障害を負った者も多く、多くの戦災孤児も生じ、今なお、精神的・肉体的に苦しんでいる。今回の新安保法制法の制定により、再び戦争に巻き込まれ、被害を受けるのではないかとの恐怖を味わわされ、傷口に塩を塗られるかのごとき痛みを覚えている。

また、空襲を経験したことにより被った、肉体的、精神的苦痛が癒えることはないが、戦争を反省し、戦争と武力行使を放棄した日本国憲法の下、2度と同じような戦争が起こることはなく、他国に対して戦争をしかけることもない、ということ信じ、かかる憲法の下に自己の人格を形成してきた。

今後、集団的自衛権の行使等により、我が国が戦争当時国になり、あるいは、他国で武力行使をすることとなれば、憲法の不戦の誓いの下に形成してきた原告らの人格は、根本から傷つけられることになる。

エ 基地周辺の住民

基地周辺住民は、現在においても、基地を離発着する航空機の爆音の被害を受け、あるいは、横須賀基地周辺であれば、米原子力空母の入港により、原子力事故が発生するのではないかとの恐怖にさいなまれている。

居住地上空での軍事演習は、住民に戦争を想起させ、精神的な不安を生じさせ、人によっては精神不安の症状を来す。

軍事基地は、新安保法制法の結果、自衛隊が出動する事態等になった場合に、真っ先に相手国から反撃やテロ行為を受ける。その結果、周辺住民は、自らの生命や身体に被害が及ぶ危険性が極めて高く、そのことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らされる。

軍の演習や離発着が増えれば、今まで以上に爆音が激化し、航空機事故の危険も増大することとなる。

オ 地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者

地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者などは、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、危険な業務に従事させられたりすることになることから、これらの業務に従事した場合、自らが攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられている。

カ 宗教者

宗教は人が平穏に生きられることを願うものであるにもかかわらず、宗教関係者が先の戦争に協力させられた苦い過去を反省し、宗教者は、「殺さない 殺させない」「兵隊も武器も用いない」を願いとして、平和を強く希求し、宗教活動をしてきた。しかし、新安保法制法は、日本の国を再び「戦争する国」にしようとする「戦争法」で、新たな戦死者を生み出そうとするものであり、「いのち」に犠牲を強いるものである。宗教者としての心を痛く傷つけられ、深い苦しみを味わわされている。

キ 教育関係者

教育関係者は、それぞれの教育現場において、学ぶ者が憲法の定める個人の人権を尊重し、平和で民主的な社会を形成する人格を完成できるよう日々努力している。なかんずく、平和については、先の戦争において戦争に協力する教育を強いられたにがい過去を反省し、平和を尊重する人格を目指して、「平和教育」などとして努力されてきた。ところが、新安保法制法は、日本を戦争をする国にし、平和をないがしろにするものであって、教え子が戦争に行くかもしれないことになり、教育に携わる者たちは、言い表せぬほど傷つけられ、苦しみを味わわされている。

ク 女性や子供を持つ親たち

女性や、子供を持つ親たちは、新安保法制法の制定等により、日本が再び戦争に巻き込まれ、女性が虐げられ、子供が戦場に送られる恐怖を味わわされて

いる。戦争により、もっとも惨禍を被るのはいつも女性と子供である。原告の中には多くの女性と子供を持つ親がいるが、集団的自衛権の行使など、自衛隊の活動の拡大により、日本が戦争をする国になり、その結果、戦争に巻き込まれるおそれが増大することへの恐怖はとりわけ大きいものがある。

ケ 若者

若者は、憲法が破壊されることへの怒りと、自らが戦争に送り込まれることになるのではないかとの恐怖と不安を抱かされている。国会周辺の集会、デモをはじめとして、全国各地の反対運動に多くの若者が立ち上がった。若者は、自分たちが戦争にかり出される日がすぐ目の前に迫っていることを生理的に感じ、強い恐怖心を感じている。

コ その他の被害者

上記に類型化できない原告たちも、新安保法制法の制定等により、多大な精神的被害を受けている。

(2) 戦争体験者

ア 原告らの中には、先のアジア・太平洋戦争で苛酷かつ極限的な体験をした者が相当数いる。これら戦争体験者にとって、その後今日までの70年の生涯は、それ自体戦争体験抜きには語れないものであり、その体験と不可分一体のものにほかならない。そして、このような原告らにとって、日本国憲法の徹底した平和主義は、その苦難の代償として得られたかけがえのないものとして、自らの平和への願いと一体となり、血肉となって、人格の核心を形成している。新安保法制法の制定・適用は、これら原告らの人生とその支えとなってきた憲法の平和主義、そのもとで形成されてきた原告らの人格的価値を、真っ向から否定するものである。そして、以下のとおり、具体的な戦争体験を有する本件原告らは、新安保法制法によって現にその権利を侵害され、耐えがたい精神的苦痛を受け、また、集団的自衛権の行使等によりさらに深刻な権利侵害を受ける危険を有するものである。

イ 横浜大空襲被害者

(ア) アジア・太平洋戦争の末期、昭和19年8月にアメリカ軍がマリアナ諸島に上陸し、その航空基地から直接、B29爆撃機による日本本土爆撃が可能になった。B29は、全長約30メートル、翼長約32メートル。高度1万メートルを飛行し、3,000キロ以上の行動半径を持ち、2トン以上の爆弾を搭載し、最新鋭の防衛火器も備える、「超空の要塞」という異名を持つ爆撃機であった。

昭和20(1945)年5月29日未明、米第21爆撃機集団所属のB29編隊517機がマリアナ基地を発進し、午前9時20分ころ横浜上空に達し、10時半ころまで、約1時間で、総数43万8,576個(2,569.6トン)の大量の焼夷弾を投下した。密集した木造家屋を焼き払うのに適したM69と呼ばれる集束焼夷弾攻撃により、中区・南区・西区・神奈川区を中心に、横浜の市街地は猛火につつまれた。この大空襲による被害は、直後の公式発表によれば、死者3,650人、重軽傷者10,198人、行方不明309人、罹災者は311,218人とされる。

米軍の空襲は、6大都市(東京、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸)から地方都市にも及び、結局全国で100以上の都市が甚大な空襲被害を受け、これによる死者は約60万人といわれる。

(イ) 原告●●●●は、1945年5月29日の横浜大空襲当時13歳で、妙蓮寺に住み、山手にある女学校に通っていた。大空襲の当日は女学校に登校していたが、昼前に警戒警報が鳴り、生徒は下校するように指示された。その後まもなく警戒警報は空襲警報に変わった。市電で桜木町に向かい、その後東横線に乗り換えようとしたところ、東横線が止まっていたため、市電で浅間町にある大叔母の家に向かった。大叔母が家にいなかったため、そのまま浅間神社の防空壕に向かおうとしたところ、空が真っ暗になるほどのB29の大編隊が飛来し、大空襲が始まった。ザーッという豪雨が叩きつけるよう

な音がして、焼夷弾が雨あられのように落とされた。焼夷弾が落ちると、コーラール状の物が地面に広がり、これに瞬時に火がつき、燃え広がって、たちまちそこらじゅうが火の海になった。原告●●は、すぐに近くの小さな防空壕に入ったが、防空壕の前にも、火や熱が迫り、このままでは防空壕の中で蒸し焼きになる、という誰かの声で、慌てて防空壕を出た。あたり一面火の海の中を走って逃げたが、一緒に逃げていたおばあさんが腰を抜かして動けなくなり、しゃがんでしまったので、かかえるように立たせて一緒に逃げた。B29はパイロットの姿がぼんやり見えるくらい低く飛んでいた。すぐ前を逃げていた2歳くらい年上の男の子に弾があたり、その子の膝から下がもげて飛び、片足で2、3歩ぴょんぴょんと跳ねるように歩いたかと思うとぼたりとその場に倒れた。原告●●はそのまま逃げ続けたが、後になって、その場で何かをしたらその子は助かったのではないかと思った。そのことは何十年もの間、心に重く刺さり、誰にも話せなかった。火の中を逃げ惑い、結局、西横浜あたりまでたどり着いた。

その後、空襲がおさまったので、浅間町まで戻り、その夜は浅間神社の防空壕のそばでしゃがんだまま夜をあかした。夜が明けてから、市電の線路に沿って、歩いて妙蓮寺の自宅に向かったが、あたりは一面焼け野原で、よく見ないと人かどうかも分からない真っ黒な焼死体をいくつも見た。手を上げたままの姿だったり、うずくまったままの姿だったり、横道などの小さな隅で真っ黒になって亡くなっていた。女学校を出てから二日ばかりで夜暗くなってからようやく自宅にたどり着いた。

このような恐怖は二度と味わいたくないと考え、戦後横浜大空襲を次世代に伝え、憲法を護るための活動を続けてきた。理不尽な強行採決で成立した安保法制法に対しては、怒り心頭であり、空襲のことも思い出され、居ても立っても居られない、じっとしてられないという気持ちでいっぱいになる。

ウ その他の戦争体験者

(ア) 原告●●●●●は、1940年、東京都東区に生まれた。両親、姉2人と原告●●●の5人家族であったが、原告●●●が2歳になる前に父が招集された。戦争が激しくなると母は子どもたちを連れて、東山梨市に疎開を試みたが、東京での生活とはあまりに環境が異なりなじめなかったため、東京に帰ってきた。その後病気で除隊となった父親が自宅に戻ったが、1945年3月10日東京大空襲に遭った。その年の5月に家族全員で親戚を頼って埼玉県大久保村に疎開し、終戦を迎えた。しかし原告ら家族はそのまま大久保村での生活を続けることになった。

ところが原告●●●は、入学した小学校で、言葉遣いの違いなどから、激しいいじめを受け、卒業するまでいじめが続いた。このため原告●●●は、地元の小学生が通学しない一里先の隣町の中学校に入学することになった。原告●●●にとってこの6年間の暗い体験は、戦争が原因で生じた大きな心の傷となった。

原告●●●は戦後になって、戦争中、獄死を覚悟で戦争に反対し投獄されていた少数の人々がいたことを知り、今後「気が付くのが遅かった」などという言い訳はせず、二度と国に戦争をさせないために活動していかなければならないと考えて、今日まで地道に活動を続けてきた。

(イ) 原告●●●●●は、1933年に長野県諏訪郡のクリスチャンホームの家庭に生まれ、育った。父は教会の長老をしていた。1942年5月、自宅に出入りしていた牧師たちは、1942年5月に一斉検挙され、原告●●●の父も検察に何度も呼び出され、蔵書は特高警察に没収された。小学校には伊勢神宮の神棚が祀られ、それに手を合わせなかった原告●●●は背後から教師に殴り倒された。翌日からは毎朝神棚に手を合わせざるを得ず、自らの信仰に相反する行為を強制され、深い罪責感を背負わされることになった。

終戦間近になると、小学校では「一億火の玉」「一億玉砕」が唱えられ、特攻隊に倣って「天皇陛下の御為に」死ねと教えられた。

敗戦により戦争が終わることを知ったときは、いつも見る景色が変わるほどの解放感を感じた。その後日本国憲法が公布され、信教の自由をはじめとする自由が保障された時には、大きな喜びと安心感を感じた。原告●●は、安保法制制定によりこの解放感や、喜びを砕かれた思いがしている。

(ウ) 原告●●●●は、1940年、20才で、軍隊（北支派遣軍）に入隊し、中国山東省に渡り、機関銃射撃手としての教育を受けた。教育は厳しく、戦争のできる兵隊として鍛えあげられ、掃討作戦に加わった。

1943年に除隊命令を受け帰国したが、物資不足に驚いた。食料は配給制で米がなく、サツマ芋、南瓜、小麦粉などが代用食であった。調味料もなかった。衣類も配給制であった。

1944年には召集令状が届き、航空錬成隊に入隊した。

しだいに戦況が悪化し、南方の島の玉砕のニュースが入ってくるようになったが、市民生活は戦争協力態勢を強いられ、軍の行動を非難しようものなら、国賊、非国民として白い目で見られ、警察や憲兵に通報された。

特攻隊が編成されたことには、驚かされた。原告●●らは、軍隊に入隊した以上、死を覚悟してはいたが、特攻隊に関しては、自殺行為であると感じ、受け入れがたかった。

その後岐阜県各務原の陸軍航空整備学校に配置され、1945年2月には、各務原空襲を経験した。

原告●●は、このように、戦争の悲惨さをいやというほど味わい、平和憲法の大切さを実感した。

「大勢の人が戦争で死んだ。その反省と、それを繰り返さないという願いが、憲法9条となった。だから、憲法9条は絶対に変えてはならない。」と、と考えて人生を歩んできた。

なお、原告●●は、基地周辺に居住する住民でもある。原告●●は、戦後、妻の実家近くに居を構えたところ、その地は厚木基地の近辺であった。19

60年から、大型ジェット機の軍用機が飛来するようになり、以後、軍用機の爆音や事故発生への不安に苦しめられ、地域で爆音をなくすための運動を展開してきた。今後、新安保法制の実施により、爆音の被害や事故が増大するのではないか、我が国が軍事力を行使することで相手の攻撃のターゲットになるのではないか、と不安を覚えている。

(3) 基地周辺の住民

ア 日本には多数の自衛隊基地や米軍基地が存在し、自衛隊及び米軍の活動の根拠地として、飛行場、港湾、演習場、通信施設、補給施設、医療施設、住宅等多様なものがある。米軍専用基地は沖縄に多くが集中しているが、本土にも重要な基地が少なくなく、とりわけ神奈川県には、在日米海軍司令部のある横須賀基地、横須賀基地を母港とする米空母の艦載機の本拠地となっている厚木基地など、少なくない重要な米軍基地が存在している。厚木基地に隣接するキャンプ座間には在日米陸軍司令本部が置かれている。

新安保法制法によって、自衛隊が、集団的自衛権の行使はもちろん、後方支援活動等をいつでもどこでも行うことができる体制が作られ、同時に、新ガイドラインによってアメリカとの同盟関係を強化し、平時からの共同演習等の活動はもとより、米軍の武力の行使等について日本が積極的に関与するようになれば、これら基地の使用や訓練も活発化し、さらには戦争のため、あるいはその支援のための活動や、これら基地からの出撃等も現実の問題となる。

したがって、自衛隊基地・米軍基地周辺は、訓練が活発化する等による騒音の激化その他の基地被害が拡大する危険性が大きい。それにとどまらず、軍事基地は真っ先に敵対する国や武装勢力からの武力攻撃やテロ攻撃の対象となるから、その周辺住民もこれら攻撃に巻き込まれ、甚大な被害を被る危険性が高い。なお、有事（武力攻撃事態等）になった場合、基地周辺は、陣地等の構築（自衛隊法77条の2等）、土地・家屋・物資の強制使用、物資の収用、業務従事命令（自衛隊法103条）その他の強制措置、米軍等行動関連措置法に

よる米軍の優先使用や便宜供与等の措置が真っ先に適用されることが考えられる。基地周辺の特定公共施設（港湾、飛行場、道路、海域、空域、電波）の自衛隊・米軍に等よる優先使用も発動されよう（特定公共施設利用法）。さらに、国民保護法上の様々な強制措置もある。これら有事法制の適用も、基地周辺においては特に現実の問題として考えておかなければならない。

イ 厚木基地周辺住民

(ア) 厚木基地は、神奈川県央の大和市と綾瀬市（一部海老名市）にまたがって 500ha にも及ぶ広大な面積を占め、2400m（両端のオーバーラン各 300m）の滑走路を有する飛行場施設であり、米海軍と海上自衛隊が共同使用している。横須賀を母港とする米空母の艦載機は 80 機前後に達し、厚木基地はその訓練・整備等の根拠地となっており、自衛隊機による使用と相まって、これまで半世紀以上にわたって多大な航空機騒音被害を周辺住民に与えてきた。周囲は人口密集地であり、騒音の影響人口は 150 万人とも 200 万人とも言われる。基地の東側に隣接して、航空機整備のための日本飛行機株式会社の工場も備えられている。首都圏にあって交通の便もよい厚木基地は、有事の際の訓練・出撃基地として極めて重要な機能を果たすことが考えられ、それだけ敵側からも攻撃の対象とされる危険性が高いと言わざるを得ない。

そして、以下のとおり、その付近に居住する本件原告らは、新安保法制法によって現にその権利を侵害され、耐えがたい精神的苦痛を受け、また、集団的自衛権の行使等によりさらに深刻な権利侵害を受ける危険を有するものである。

(イ) 原告●●●●は、1927年東京都大田区に生まれ育ち、小学校を卒業後、5年制の工業学校に進学し、卒業が3か月短縮されて1943年末から軍需工場で働くこととなった。1945年3月10日の東京大空襲の際は防空壕に避難をして被害を逃れたが、戦争中は灯火管制が敷かれ空襲警報が夜中に

何度も鳴るという状況の下で、安眠することさえできなかった。工業学校の同級生の中には志願して飛行予科訓練生になり、「回天」という潜水艦に乗って1945年8月に沖縄東方海上で戦死した者もいた。行きの片道だけの燃料しか積まず、搭乗したら上から蓋を閉めてしまうという非人間的な特攻潜水艦だった。もっと早く降伏を受け入れていれば、若い命が無駄にならずに済んだ、そういう戦争と敗戦だったことが頭にこびりついて離れない。日本国憲法9条はこのような尊い犠牲と引き換えに得られたものと考えている。

原告●●の自宅は、厚木基地滑走路北端から北北西約4.5キロの場所にある。厚木基地に離着陸したり旋回したりする航空機の飛行コースの下にある。このためにジェット機のすさまじい轟音など、長年の間騒音に悩まされている。新安保法制は、日本が戦争に参加し、あるいは巻き込まれる危険を大きく拡大したので、これにより戦争への準備がさらに強められ、厚木基地での訓練などの飛行活動と航空機の騒音も、さらに激化するのではないかと心配している。

また、厚木基地は、海上自衛隊の基地であるとともに、横須賀基地に配備されている空母の艦載機の飛行活動の拠点であり、安保法制によって日本が武力紛争に至った場合、首都圏の重要な基地である横須賀基地や厚木基地が、敵国の武力攻撃やテロ攻撃の対象となる危険性も高く、身の危険をも感じている。

ウ 横須賀基地周辺住民

(ア) 横須賀港には、米軍基地と自衛隊基地が隣り合って存在している。米軍基地には、在日米海軍司令部があり、西太平洋第7艦隊の旗艦ブルーリッジ、原子力空母ロナルド・レーガンとその随伴艦であるイージス艦11隻がここを母港としている。米空母は、横須賀基地から、これまでベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争等に出撃していった。空母は、年間の約半分の期間、横

須賀基地に停泊し、定期修理等もここで行われている。横須賀基地は、世界で唯一の米空母の海外の母港であり、米軍の極東におけるプレゼンスの最大の拠点である。

したがって、日本が米国とともに他国との間で戦争になった場合、あるいは米国の戦争の兵站基地になった場合も、自衛隊基地部分を含めて、横須賀基地は真っ先に攻撃対象として狙われる危険性が高い。横須賀市民、隣接する横浜市民等も、その生命・身体・財産の危険に晒される。また、停泊する原子力空母が攻撃された場合、その原子炉の破壊による放射能汚染は極めて重大な結果をもたらすと予想される。原子力資料情報室の研究者の検討結果によれば、風下7 km以内の住民は全数致死、13 km以内では半数致死、そして南寄りの風の場合、首都圏165 km以内の住民が50ミリシーベルト以上の被爆を受け、100万人以上の死亡が予測されている。米軍横須賀基地には原子力潜水艦も出入港を繰り返しており、年間300日近くは原子力艦船が停泊している。

そして、以下のとおり、その付近に居住する本件原告らは、新安保法制法によって現にその権利を侵害され、耐えがたい精神的苦痛を受け、また、集団的自衛権の行使等によりさらに深刻な権利侵害を受ける危険を有するものである。

(イ) 原告●●●は、元中学校の教員で、横須賀基地から4 kmの場所に居住している。新安保法制法の制定により、日本が戦争に加担すれば、横須賀基地は攻撃対象となる。特に横須賀は原子力空母の母港となっており、もし原子炉が破壊された場合に被る放射能による被害は想像を絶するものと考えている。また、原告●●の教え子には、自衛隊員になっている者や、家族が自衛隊員である者がおり、近所にも自衛隊に勤めている者がいる。今後日本が様々な国際紛争に関与していった場合、彼らがそれに参加せざるを得ず、人を殺し、殺されるようなことになるのは耐えがたい。

(4) その他の一般市民

以下は、それぞれの職業、社会的立場等から、新安保法制法と特別な利害関係を有する原告の例である。

ア 学者・教育者

(ア) 原告●●●●●は、文化社会学・現代日本社会論を専門とする、横浜市立大学名誉教授であるが、新安保法制法の制定により、学問の自由や研究の自由が侵害されたと考えている。新安保法制法は単独で存在しているわけではなく、秘密保護法とセットになっている。さまざまなことが秘密に指定され、学問の自由や研究の自由を侵害する。また、教育基本法の改正以降、文科省による大学教育への介入が進んだが、今後はもっと加速するであろう。現に大学が教員の発言等に神経を尖らせるようになり、自由にものが言えない雰囲気になってきている。今後、明文改憲により、緊急事態条項が創設されれば、なおのこと、精神的自由、学問の自由は制約されるだろう。

また、日本は、アメリカと新ガイドラインで同盟のメカニズム（システム）を築く約束をしているが、社会全体が戦争を前提としたシステムになる。戦争を前提としたシステムというのは基本的人権が侵害されるシステムのことである。

また、日本がアメリカと一緒に戦争をするということは、アメリカと軍事作戦を共有していくということであり、それは日本が米軍のコントロール下に入っていくということの意味する。現在、沖縄で行われている理不尽なこと、日米地位協定の矛盾なども全国に持ち込まれるだろうと考えている。

また原告●●は横須賀基地から10キロ圏内に住んでいる。横須賀の原子力空母が攻撃されれば甚大な被害を受ける地域である。横須賀には米軍基地だけでなく自衛隊基地も防衛大学校もあり、これらの拠点は、日本が戦争になり、他国と緊張関係に立てば真っ先に攻撃される危険性がある。また横須賀市久里浜には、国内の半数を超える原発に燃料棒を提供している会社もあ

り、そこも狙われるのではないかと危惧している。

(イ) 原告●●●●●は、神奈川県立高校の国語教員であるが、新安保法制が実施されることになった場合に、生徒たちの誰かが戦闘に参加する事態になり、場合によっては生徒たちが人を傷つけ、自らの命を落とすようになることを考えると、非常な苦しみを感じる。また原告●●は、高校で中国語も教えており、生徒たちに長い年月にわたる中国との関係の大切さを伝えてきた。万が一中国と戦争状態になった場合、これまで生徒に教えてきたことが一切無駄になってしまうとも感じている。さらに原告●●の教え子の中には、中国から来た生徒たちもおり、すでに卒業して日本社会で働いているが、もし戦争状態になったとき彼らがどうなるのかも心配している。

(ウ) 原告●●●●●は、1980年から再任用期間を含めて2015年まで神奈川県立高校の理科の教員として勤務し、2015年4月からは非常勤講師として勤務している。原告●●は、旧教育基本法の「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、……」の規定に感動、共鳴し「教育によって平和の実現に向けて仕事をする崇高な役割を有する職業」であるという想いをもって高校教員となり、長い間働いてきた。

ところが、新安保法制法が成立し、学校では戦争肯定の教科書が強引に採択されたり、検定を通った教科書にもかかわらず、教育委員会にとって不都合な教科書を採択させなかったりしている事象も起きている。

今後、道徳の教科化も含めて、若者が戦争を肯定し、国のために自らの命を捧げることに価値を置くような教育が進行していくであろうことは目に見えており、原告●●にとっては、自らのこれまでの教員人生の全てを踏みにじられるようなものであり、かつ、将来にわたっても「政治的中立性を侵す」として不利益な「処分」の対象とされる恐怖を感じざるを得ない。

イ その他

原告●●●●●は、市民として憲法を学ぶ中で、憲法前文及び9条の趣旨に感

銘を受け、9条を含む日本国憲法を定めた日本国民にノーベル平和賞を受賞させようという活動を自ら始め、現在も活動を続けている。また、海外留学時代、南スーダンやさまざまな国からの同世代の難民と出会い、戦争の悲惨さと平和のうちに生存することがどれほど人間にとって大切かを実感した。原告●●にとって、憲法に定める平和主義を守ることは、自分の生活の基盤であり、それが今回の安保法制の制定によって侵害されてしまったことに深い苦痛を受けている。今後自衛隊が南スーダンをはじめとする海外で、武力を行使し、子どもを含む現地の人たちを傷つけることになれば、日本国憲法が認めている、「全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」を侵害している結果になり、本当に許せない、辛い思いである。

4 結論

かくして、原告らの平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権は、新安保法制法の制定によって侵害され、今後、新安保法制法が現実に実施・適用されることとなれば、これら原告らの権利は、根底から否定されて回復の余地のないこととなる。

第5 差止請求

1 今後、新安保法制法が実施され、現実に適用されることとなれば、原告らは、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を決定的に侵害されることとなる。これらの権利は一度侵害されたら、回復することはできない。したがって、原告らは、かかる権利の侵害を防止するため、新安保法制の実施の差止めを求める。

2 差止請求権の法的根拠

(1) 人格権に基づく妨害排除請求として差止請求が認められることは、裁判例として確立している（大阪地裁昭和62年4月17日判決・判例時報1268号80頁、東京地裁昭和63年4月25日判決・判例時報1274号49頁、東京高裁平成元年8月30日判決・判例時報1325号61頁等）。

大阪国際空港近辺に居住する住民らが原告となって、同空港における航空機の夜間離着陸禁止を求めた大阪国際空港公害訴訟控訴審判決（大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁）は、「およそ、個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的なことがらであって、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穩、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限尊重されるべきものであって、憲法13条はその趣旨に立脚するものであり、同25条も反面からこれを裏付けているものと解することができる。このような、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない。すなわち、人は、疾病をもたらす等の身体侵害行為に対してはもとより、著しい精神的苦痛を被らせあるいは著しい生活上の妨害を来す行為に対しても、その侵害行為の排除を求めることができ、また、その被害が現実化していなくともその危険が切迫している場合には、予め侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきであって、このような人格権に基づく妨害排除請求権が私法上の差止請求の根拠となりうるものということができる。」、「人格権の内容をなす利益は人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利であるというべきである。」と判示して、人格権に基づく差止請求権を認めている。

- (2) また、すでに述べたとおり、平和的生存権は、国民の生命、自由等を保障するための前提となる権利であり、それ自体として具体的権利性が認められるとともに、人格と一体となって人格の核心部分を構成するものでもあり、人格権としての性質を有するものでもある。

さらに、国民は、自らの生命、自由等の権利を守るために、憲法を制定し、改正する権利を有するのであるから、憲法改正・決定権もまた、これが侵害されようとする場合に救済を求める法的根拠として具体的権利性が認められなくてはならない。そして、憲法改正・決定権は、ひとたび侵害されたら、回復させることは著しく困難であり、かつ、憲法による人権保障をないがしろにして人の人格的生存を危険にさらすことになる。したがって、人格権に基づく妨害排除請求が認められると同様に、憲法改正・決定権を保護するため、同権利に基づく妨害排除請求が認められなくてはならない。

- (3) したがって、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権に基づく私法上の妨害排除請求権として、差止請求権が認められるべきである。

3 侵害行為

- (1) 新安保法制法制定行為及び集団的自衛権の行使等は違憲であること

ア 新安保法制法の制定行為は違憲であること

「第2 集団的自衛権の行使、後方支援活動・協力支援活動の実施及び国連平和維持活動における「安全確保業務」、「駆け付け警護」等の違憲性」において述べたとおり、集団的自衛権行使、後方支援活動等の実施及び駆け付け警護及び安全確保業務のための自衛隊の南スーダンへの派遣の根拠となる条項（自衛隊法76条1項2号等、重要影響事態法3条1項2号、6条1項、2項等、国際平和支援法3条1項2号、7条1項、2項等）は、いずれも憲法9条に違反して違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定及び国会の議決等が違法であることは明らかである。違法であるにとどまらず、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民の権利・自由を確保しようとした立憲主義に反するものであって、違憲である。

イ 集団的自衛権の行使は違憲であること

第2「2 集団的自衛権の行使が違憲であること」において述べたとおり、自衛隊法76条1項2号に基づく集団的自衛権の行使は、憲法9条に反し、違

憲である。

ウ 後方支援活動等の実施は違憲であること

第2「3 後方支援活動等の実施が違憲であること」において述べたとおり、安保法制に基づく後方支援活動、すなわち、重要影響事態法6条1項に基づく同法3条1項2号に規定する後方支援活動としての物品の提供及び同法6条2項に基づく同法3条1項2号に規定する後方支援活動としての役務の提供、並びに、国際平和支援法7条1項に基づく同法3条1項2号に規定する協力支援活動としての物品の提供及び同法7条2項に基づく同法3条1項2号に規定する協力支援活動としての役務の提供は、憲法9条に反し、違憲である。

エ 駆け付け警護及び安全確保活業務の実施ために自衛隊を南スーダンへ派遣することは違憲であること

第2「4 国連平和維持活動協力法による「安全確保業務」や「駆け付け警護等が違憲であること」において述べたとおり、国連平和維持活動協力法に基づく同法3条5号ト又はラに掲げる業務のための南スーダン及びその周辺地域への自衛隊の派遣は、憲法9条に反し、違憲である。

(2) 集団的自衛権の行使等による権利侵害の危険性

「第3 集団的自衛権の行使等による原告らの権利の侵害」「1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況」においてすでに述べたとおり、集団的自衛権の行使により、日本は、外部から武力攻撃を受けていないにもかかわらず、戦争当事国となり、敵対国ないし敵対勢力による日本の領域における武力攻撃やテロ攻撃を招くこととなって、戦争状態となりうる。

後方支援活動、協力支援活動としての兵站活動の実施は、他国軍隊の武力行使と一体とみなされ、自衛隊は正当な攻撃対象となる。自衛隊が相手国等から攻撃を受け、自衛隊がこれに反撃して武力を行使することとなれば、日本は戦争当事国となり、集団的自衛権を行使する場合と同様に、相手国等によるテロ攻撃や日本の領域における武力攻撃を招くこととなって、戦争状態となりうる。

また、国連平和維持活動協力法に基づいて南スーダンに派遣された自衛隊が、駆け付け警護や安全確保業務を行えば、戦闘行為に巻き込まれ、生命、身体を損なうこととなる可能性は極めて高く、また、日本が武力の行使の当事者となる。

このように、集団的自衛権の行使等は、それに続いて日本に武力攻撃事態等をもたらす蓋然性が極めて高い。またその場合に適用されるいわゆる有事法制においては、国民・市民に対するより多くの強力な権利制限や義務づけがなされることになる。その具体的内容は第3の2で述べたとおりである。

したがって、集団的自衛権の行使等は、後続する武力攻撃事態等における原告らの権利侵害を確実に招来し、また予定するものでもあり、そういうものとして原告らの権利を侵害するものである。

(3) 集団的自衛権の行使等がなされる現実性

ア 「駆け付け警護」等の実施

被告は、本年11月から南スーダンのPKO活動に派遣する陸上自衛隊部隊に、新安保法制法に基づき、「駆け付け警護」及び「宿営地の共同防護」の新任務を付与する予定で、陸上自衛隊はすでに実動訓練を開始している。

「駆け付け警護」等は、まさに実施されようとしている。

イ 集団的自衛権の行使の現実的危険性

前述（第2の2（4））のように、事態対処法の存立危機事態の定義（新3要件の第1要件）は、「密接な関係」にある他国、我が国の「存立が脅かされ」、権利が「根底から覆される」、「明白な危険」など、全て評価的概念で構成されており、客観的な判断指標がない。そして、法案審議の過程での政府の国会答弁で繰り返されたのは、この事態に該当するかどうかは、結局のところ「政府が総合的に判断」というものである。そして、第1要件があいまいであれば、第2要件、第3要件もますますあいまいなものになってしまうことも、そこで述べたとおりである。

しかも、特定秘密保護法の下で、防衛、外交、スパイ、テロリズム等の安全保障に関する客観的かつ十分な情報が政府の判断によって国民に対して開示されずに秘匿される場合、政府の判断の適否の客観的検証も困難になってしまう。

したがって、集団的自衛権の行使の要件は限定性に乏しく、時の政府の判断によってその該当性・必要性等が容易にかつ安易に肯定され、その行使がなされてしまいかねない。

ウ 同様のことは、後方支援活動等についてもいうことができる。

まず、後方支援活動が行われる「重要影響事態」の「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」という定義（重要影響事態法1条）も、また、協力支援活動が行われる「国際平和共同対処事態」の「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するため国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」という定義も、決して客観的判断基準が存在するものとは言えず、これらもまた、政府の総合的判断に委ねられる。特定秘密保護法との関係も、存立危機事態の場合と同様である。

さらに、後方支援活動等についての国会における法案審議においては、その活動の地域が「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所にまで拡大されたにもかかわらず、自衛隊員のリスクは増大しないとの政府の答弁が繰り返されているが、そのような政府の認識の下に安易に自衛隊の後方支援活動等のための派遣がなされかねない。さらに、先述のように、ISに対する空爆への後方支援活動も法理上は可能で、あとは政策判断だというのが政府の国会答弁であるから、米国等からの要請を受ける等により、いつその政策判断が変わって自衛隊が派遣されるかも分からないのである。

したがって、後方支援活動等についても、時の政府の判断によってその要件該当性・必要性等が容易かつ安易に肯定され、実施されてしまう危険性が高い。

エ　ところで、新安保法制法の立法は、26・7閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に基づいてなされたものであるところ、この閣議決定及び立法は、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」「アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」（閣議決定前文）、との情勢認識に基づいてなされたものである。これまで半世紀にわたって定着してきた集団的自衛権の行使は許されないという憲法9条の政府解釈を変更する理由も、その「安全保障環境の変化」に求められた。

そして、このような情勢認識に対応するための新安保法制法は、「切れ目のない」対応を可能とするためとして、これまで述べてきたように、集団的自衛権の行使にしても後方支援活動等にしても、地理的限界なく世界中で、世界中のできごとに、随時対応できるものとされている。

しかも、平成27年4月27日に日米間で合意された新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）は、このような新安保法制法による日本の集団的自衛権の行使等を前提として、グローバルな日米同盟の強化、「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」等を目的とし、国際平和への脅威や武力攻撃に対する共同対処行動等を緊密に実施する体制をとろうとしている。

こうして、「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼしうる状況になっている」との政府の状況認識のもと、憲法9条の歯止めを失った新安保法制法の下で、また新ガイドラインに基づく米軍との連携の強化の下で、政府の「総合的判断」により、集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施が容易にかつ安易に行われてしまう危険性・蓋然性は、極めて高いものと言わなければならない。

4 権利侵害

「第4 原告らの権利侵害」で述べたとおり、集団的自衛権の行使等により、原告らの平和的生存権は根底から破壊され、命すら奪われかねない状態におかれることとなって人格権は侵害され、憲法改正・決定権の侵害は決定的なものとなり、根底から否定されて回復の余地のないこととなる。

5 差止めの必要

以上述べてきたとおり、集団的自衛権の行使、後方支援活動等の実施、南スーダンでの安全確保業務等の実施は、憲法に反する行為である上、原告らの平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害する行為であり、これらの行為が実施される蓋然性は高い。

原告らの権利は一旦侵害されたら、回復することは困難である。

したがって、原告らの平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を保護するためには、これらの行為、すなわち、集団的自衛権の行使、後方支援活動等の実施、南スーダンでの安全確保業務等の禁止が命ぜられなくてはならない。

第6 原告らの損害と国家賠償責任

1 加害行為

内閣は、平成26年7月1日に前記の内容の26・7閣議決定を行い、平成27年5月14日前記の内容の新安保法制法案についての27・5閣議決定を行って、同月15日にこれを国会に提出し、その可決・成立を求めた。

国会は、上記法案の提出を受けて、同年7月16日衆議院において、同年9月19日参議院において、それぞれ新安保法制法案の採決を行い、これを可決した。（なお、内閣は、同月30日新安保法制法を公布し、平成28年3月29日これを施行した。）

これらの新安保法制法の可決・制定に至る内閣、国会の各行為によって、原告らは第4記載のとおりその権利を侵害された。

2 原告らの損害

原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第4で述べたように、現段階においても、その平和的生存権、人格権及び憲法制定・決定権を侵害され、重大な精神的苦痛を受けている。

さらに原告らは、今後、新安保法制法を適用して集団的自衛権の行使等が行われる危険性があり、いつ日本が戦争当事国になり、日本の領域も戦場になるか分からない等の危険な状態に置かれるに至っており、集団的自衛権の行使等が実際になされていない現段階においても、それが行使された場合の危険性、不安と恐怖に現にさらされて、測り知れない精神的苦痛を被っている。

これらの精神的苦痛を金銭的に評価するのは困難であるが、各原告が少なくとも金10万円の慰謝料の支払を要する損害を被っていることは明らかである。

3 公務員の故意・過失

従前の集団的自衛権の行使等が憲法に反するという確定的憲法解釈や圧倒的多数の新安保法制法案は違憲であるとの指摘等を見捨て、憲法改正手続をとることなく行われた新安保法制法の制定の経緯に鑑みれば、これに係る内閣（その構成員である各閣僚）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決等をすに当たっては、上記閣僚及び国会議員は、新安保法制法案が違憲であり、これを制定したときは原告らの権利を侵害することを知り、これを容認していたか（故意）、少なくともこれを容易に知り、又は知り得べきであり、損害を回避することが可能であったのにこれを怠った過失がある。

4 加害行為と損害との因果関係

1記載の公務員の加害行為と2記載の原告らの損害との間に因果関係があることは明らかである。

5 結論

よって、原告らは、被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として、それぞれ金10万円及びこれに対する加害行為のうち最も遅い国会の議決の日である平成27年9月19日から支払済みまで民法所定の年5分の遅延損害金の支払を求める。

第7 おわりに

新安保法制法のうち、これまでの政府の憲法解釈においても許されないものとして確立した憲法9条の規範内容を覆して集団的自衛権の行使等を容認する法条は、明らかに憲法9条に違反し、また、憲法改正手続を潜脱して立憲主義を蹂躪するものである。

ところが、政府・与党は、新安保法制法案の国会審議において、この法案の違憲性を指摘する多くの憲法学者の見解や国民・市民の声に対し、砂川事件最高裁判決（昭和34年12月16日大法廷判決刑集13巻13号3225頁）を持ち出し、憲法の番人である最高裁は集団的自衛権も個別的自衛権も区別せずに自衛権を認めており、この法案における政府の憲法解釈は同判決と軌を一にしているとして、同判決をその正当化の根拠とし、さらに、最後は最高裁が決めることだ等と強弁して、批判をかわそうとした。実際には同判決は集団的自衛権について何も触れておらず、政府・与党が同判決を持ち出すのは牽強附会も甚だしく、このような議論がもっともらしく通用してしまうこと自体嘆かわしい。

しかし、たしかに憲法81条は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する終審裁判所である」と規定し、最高裁判所を終審とする司法の違憲審査権に、憲法の最高法規性（憲法98条1項）の確保を負託している。そうであれば、新安保法制法が成立したとして施行された現在、まさに裁判所こそが、具体的な争訟性を有する事件の裁判を通じて、最高裁判例の曲解の是正も含め、「憲法の番人」であることの威厳に基づいて、この法律の憲法適合性について正面から判断を示し、国民から負託されたその使

命を積極的に果たすべきものである。

日本の安全保障の体制がいかにあるべきかについては、人により、立場によって、異なりうる。しかし、最低限、立憲主義を共通の根本理念とする限り、憲法の条項はとりわけ立法権、行政権によって遵守されなければならない、時の政府の解釈によってその内容が改変され、憲法に違反した立法によって憲法、特にその基本原理を否定することは決して許されない。それは、立憲主義国家の自己否定である。

新安保法制法は、その禁を犯すものであり、しかも、それによって、日本の国のあり方を根本から変えてしまいかねないものである。

この訴訟は、具体的な争訟性を有する適法な事件であって、原告らは、その審理、判断を通じて、こうした国・政府の重大な過ちを正し、その過ちから原告ら国民・市民の基本的人権を守り、それを通じて立憲主義と平和主義のあるべき指針を明らかにしたいと願うものである。裁判所が、その権限を十全に発揮し、その職責を全うして、国民・市民の負託に答えられんことを強く期待するものである。

以上